

令和5年度 指名停止措置状況

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止の期間			指名停止の理由	発注者 又は 発注機関	要領適用 条項
			自	至	(月数)			
1	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区 東新町1番地	R5.4.13	R5.6.12	2か月	事業者向けの電力供給をめぐり、互いに相手方の供給区域で顧客獲得競争を制限するなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月30日公正取引委員会から課徴金納付命令を受けたため。	-	要領第4条第1項 (別表第3-1)
2	中部電力ミライズ株式会社	愛知県名古屋市東区 東新町1番地	R5.4.13	R5.6.12	2か月	事業者向けの電力供給をめぐり、互いに相手方の供給区域で顧客獲得競争を制限するなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月30日公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	-	要領第4条第1項 (別表第3-1)
3	関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島 3丁目6番16号	R5.4.13	R5.5.12	1か月	事業者向けの電力供給をめぐり、互いに相手方の供給区域で顧客獲得競争を制限するなど、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月30日公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けたため。	-	要領第4条第1項 (別表第3-1)
4	愛知小型エレベーター製造株式会社	愛知県一宮市浅井町大野 字郷中2番地の1	R5.8.24	R5.11.23	3か月	市発注工事において、本業者は落札決定者となったが、契約締結前に仕様書どおりの施工が困難との理由から辞退の申出があった。これは入札における公平な受注機会の侵害及び業務の遅延を招く行為であり、市との間で著しく信頼関係を損なう行為であると認められるため。	犬山市	要領第4条第1項 (別表第3-7)
5	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区 東新町1番地	R6.3.14	R6.7.13	4か月	特定大口都市ガスの見積もり合わせ等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年3月4日公正取引委員会から課徴金納付命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。	-	要領第4条第1項 (別表第3-1)
6	中部電力ミライズ株式会社	愛知県名古屋市東区 東新町1番地	R6.3.14	R6.7.13	4か月	特定大口都市ガスの見積もり合わせ等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年3月4日公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令及び課徴金減免制度の適用を受けたため。	-	要領第4条第1項 (別表第3-1)
7	東邦瓦斯株式会社	愛知県名古屋市熱田区桜 田町19番18号	R6.3.14	R6.4.13	1か月	特定大口都市ガスの見積もり合わせ等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年3月4日公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けたため。	-	要領第4条第1項 (別表第3-1)
8	株式会社森藤組	愛知県犬山市大字羽黒字 東向畑1番地1	R6.3.21	R6.4.3	2週間	市発注工事において、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者が負傷する事案が発生したため。	-	要領第4条第1項 (別表第1-7)